

# 中国の「個人情報保護法」のあり方に関する考察

## —日本における個人情報保護法の制定と施行を参考に—

### A Legal Consideration for the Protection of Personal Information in China -In reference to the Enactment and Implementation of the Act on the Protection of Personal Information in Japan-

学籍番号：201221616

氏名：李 路遥

Luyao LI

2014年現在、国際的に個人情報保護制度の必要性が高まっていることを踏まえ、中国でも、個人情報保護に関する法制定を検討する時期が到来している。

他方、日本は、2003年に個人情報の保護に関する法律を制定し、2005年4月1日の全面施行以降、約10年にわたり、同法を運用してきた。その結果、個人情報は慎重に取り扱われるようになり、一定の制度的効果は見いだされたが、他方、過剰反応や独立監督機構、ビッグデータ等様々な課題も提起されることとなった。

本論文は、日本の個人情報保護法の制定と施行を参考に、日本の個人情報保護法や同法により引き起こされた種々の問題を分析し、中国の個人情報保護法のあるべき姿やそのために必要な取組を考察する。

本論文は全5章で構成する。第1章では、個人情報やプライバシー保護の必要性、プライバシー理論の発展経緯、個人情報保護法の制定、中国での個人情報保護法を提案する意義と日本の個人情報保護法を参考とする理由をまとめた。第2章では、日本のプライバシー権の発展経緯を要約し、日本の個人情報保護法の分析を行った。第3章では、日本の個人情報保護法の施行後に生じた種々の課題を検討した。第4章では、中国における個人情報保護に関する法制定の現状と個人情報の利用状況を整理した。第5章では、以上の検討をもとに、日本の個人情報保護法論議から得られる示唆をまとめ、中国の個人情報保護法制実現に向けた展望を論じた。

研究指導教員：石井 夏生利

副研究指導教員：松縄 正登